第４号様式（第１０条関係）

会　　議　　録　（要　旨）

会　　議　　名	平成３０年度　第２回文化財保護審議会
開　催　日　時	平成３０年５月２０日（日）　１５時００分　～１６時００分
開　催　場　所	歴史民俗資料館　会議室
出席者及び欠席者	出席者：内野副会長、清水委員、瀬川委員、田代委員、多田委員 楢崎委員、原田委員　　欠席者：蓮沼会長、國委員、城崎委員
議　　題	１　市指定文化財「三本榎」奥住榎について ２　その他
結　　論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題１について 当該樹木は市指定文化財「三本榎」のうちの１本である。奥住榎の保全のため、可能な限り榎を傷めずに震災対策工事を行うことができないか、検討いただくよう、お願いしてほしい。 議題２について 特になし
審　議　経　過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	議題１について ○ 奥住榎は市の指定文化財である。工事の施工に際し、文化財に配慮していただく必要がある。 ○ 三本榎のうち、乙幡榎が衰えている現在、加藤榎・奥住榎は守り伝えていかなくてはならない。予算等をもう少しかけてでも、奥住榎を傷めずに工事を行う方法があるのではないか。 ○ 奥住榎の所有権、管理権の問題もある。 ○ この時期に榎を剪定等すること自体、榎に与えるダメージが大きいのではないか。奥住榎の樹齢が 100 年程度で若い樹木ではないのも心配である。剪定等に適した季節は、秋冬以降なのではないか。 ○ 榎を極力傷めないという考え方で、やり方を工夫してもらうことは可能ではないか。 ○ 広範囲に切ってしまうことは厳しい。これが元となって、枯れてしまうようなことがあれば、文化財が失われる。 ○ 工事のやり方について、もう一度検討していただく必要があるのではないか。

会議の公開・非公開の別	■公　　開　　傍聴者：　０　人 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由

会議録の開示・非開示の別	■開　　示 □一部開示（根拠法令等：　　） □非 開 示（根拠法令等：　　）

庶 務 担 当 課	教育部 文化振興課資料館係（外線：560-6620）